横浜市公会堂条例をここに公布する。

横浜市公会堂条例

(目的及び設置)

第1条 市民の集会その他各種行事の用に供する目的をもって、公会堂を次のように設置する。

名 称	所 在 地
横浜市鶴見公会堂	横浜市鶴見区
横浜市神奈川公会堂	横浜市神奈川区
横浜市西公会堂	横浜市西区
横浜市開港記念会館	横浜市中区
横浜市南公会堂	横浜市南区
横浜市港南公会堂	横浜市港南区
横浜市保土ケ谷公会堂	横浜市保土ケ谷区
横浜市旭公会堂	横浜市旭区
横浜市磯子公会堂	横浜市磯子区
横浜市金沢公会堂	横浜市金沢区
横浜市港北公会堂	横浜市港北区
横浜市緑公会堂	横浜市緑区
横浜市青葉公会堂	横浜市青葉区
横浜市都筑公会堂	横浜市都筑区
横浜市戸塚公会堂	横浜市戸塚区
横浜市栄公会堂	横浜市栄区
横浜市泉公会堂	横浜市泉区
横浜市瀬谷公会堂	横浜市瀬谷区

(許可)

- 第2条 公会堂を使用し、又は利用しようとする者は、市長(第5条第1項又は第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる業務を同項又は同条第2項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。第3号、次条ただし書、第8条第1項及び第3項並びに第13条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、使用又は利用を許可しない。
 - (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 管理上支障があるとき。
 - (3) その他市長が必要と認めたとき。

(期間)

第3条 公会堂の使用期間又は利用期間は、引き続き3日を超えることはできない。但し、市長が特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

(開館時間等)

第4条 公会堂の開館時間その他その供用について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

- 第5条 別表第1に掲げる公会堂の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。) に行わせるものとする。
 - (1) 公会堂の施設及び附属設備の利用の許可等に関すること。
 - (2) 公会堂の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定める業務
- 2 別表第2の左欄に掲げる公会堂の前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる公会堂の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるスポーツセンター(横浜市スポーツ施設条例(平成10年3月横浜市条例第18号)第1条に規定するスポーツ施設のうちスポーツセンターをいう。以下同じ。)の同条例第4条第1項各号に掲げる業務(以下これらの業務を「管理業務」という。)は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。
- 3 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公 募するものとする。
- 4 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公会堂の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。
- 6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市スポーツ施設条例第4条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公会堂及びスポーツセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、 その旨を公告しなければならない。

(使用料)

- 第7条 第2条の規定により公会堂の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、後納することができる。
- 2 使用料は、別表第3の範囲内で市長が定める。
- 3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収し、又は主として営利を目的とするときの使用料額は、前項に規定する使用料の10割増の範囲内で市長が定める。ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。
- 4 使用者が使用時間を超過して使用したときは、前2項に規定する使用料の3割増の範囲内で 市長が別に定める使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備の使用料については、 この限りでない。
- 5 使用当日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に 規定する休日であるときは、前各項に規定する使用料の2割増とする。ただし、附属設備の使

用料については、この限りでない。

- 6 市長は、公益その他を目的とするもので、特別の事由があると認めたときは、使用料を減免 することができる。
- 7 既納の使用料は返還しない。但し、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(特別の設備)

- 第8条 使用者又は第2条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長の許可を受けて、特別の設備をすることができる。
- 2 使用者又は利用者は、前項に規定する設備をしたときは、使用又は利用後、直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。
- 3 使用者又は利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、市長は当該義務者に代わって執行し、その費用を当該義務者から徴収する。

(利用料金)

- 第9条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払 わなければならない。
- 2 利用料金は、別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める ものとする。
- 3 利用者が利用時間を超過して利用したときは、前項に定める利用料金の3割増の額の範囲内 で指定管理者が市長の承認を得て別に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、附 属設備の利用料金については、この限りでない。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、 指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部 又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(損害の賠償)

- 第12条 使用又は利用中に、建物又は附属設備及び器具等を破損し、又は滅失したときは、何人の行為であるかを問わず、使用者又は利用者は、市長の定めるところにより、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (許可の取消等)
- 第 13 条 市長は、使用者若しくは利用者又は使用者の使用目的若しくは利用者の利用目的に応じて入館した者等が、次のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、その使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがある。
 - (1) この条例に違反したとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基く指示に違反したとき。
 - (3) 第2条但書に該当する事由が発生したとき。

(使用者等の損害)

- 第14条 前条によって行う処分又は指示によって使用者又は利用者に生じた損害については、本市は一切その責に任じない。但し、本市の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。 (委任)
- 第15条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、市長が定める。

別表第1(第5条第1項)

横浜市南公会堂 横浜市港北公会堂 横浜市都筑公会堂 横浜市泉公会堂 横浜市瀬谷公会堂

別表第2(第5条第2項)

公 会 堂	スポーツセンター	
横浜市青葉公会堂	横浜市青葉スポーツセンター	
横浜市栄公会堂	横浜市栄スポーツセンター	

別表第3(第7条第2項)

名 称	種 別	使用料(1日を単位とする。)
横浜市鶴見公会堂	会議室	円
		3,700
	講堂	29, 000
	附属設備	6,000
横浜市神奈川公会堂	会議室	5, 900
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市西公会堂	会議室	8, 300
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市開港記念会館	会議室	6,000
	講堂	20, 500
	附属設備	6,000
横浜市港南公会堂	会議室	2,500
	講堂	29, 000
	附属設備	6,000
横浜市保土ケ谷公会堂	会議室	7,800
	講堂	29, 000

	附属設備	6,000
横浜市旭公会堂	会議室	4, 100
	講堂	29, 000
	附属設備	6,000
横浜市磯子公会堂	会議室	8,600
	リハーサル室	5, 100
	講堂	29, 000
	附属設備	6,000
横浜市金沢公会堂	会議室	2,000
	講堂	29, 000
	附属設備	6, 000
横浜市緑公会堂	会議室	2, 100
	講堂	29, 000
	附属設備	6, 000
横浜市戸塚公会堂	会議室	5, 500
	講堂	29, 000
	附属設備	6, 000
,		

別表第4 (第9条第2項)

		種別		利用料金	
			単 位	7F H	日曜日、土曜
				平日	日及び休日
横	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	円	円
浜				1,800	2, 160
市		入場料等を徴収する場合	同	3, 600	4, 320
南	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29, 000	34, 800
公		入場料等を徴収する場合	同	58, 000	69, 600
会	附属設備		一式又は1台、1		6,000
堂			日につき		
横	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	6, 000	7, 200
浜		入場料等を徴収する場合	同	12, 000	14, 000
市	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29, 000	34, 800
港		入場料等を徴収する場合	同	58, 000	69, 600
北			一式又は1台、1		6, 000
公	74 艮 凯 冼		日につき		
会堂					
毕					

横	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	6, 500	7, 800
浜		入場料等を徴収する場合	同	13, 000	15, 600
市	リハー	入場料等を徴収しない場合	同	5, 700	6, 840
青	サル室	入場料等を徴収する場合	同	11, 400	13, 680
葉	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29, 000	34, 800
公		入場料等を徴収する場合	同	58, 000	69, 600
会		附属設備	一式又は1台、1		6,000
堂		附属設備	日につき		
横	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	3, 900	4, 680
浜		入場料等を徴収する場合	同	7, 800	9, 360
市	リハー	入場料等を徴収しない場合	同	5, 100	6, 120
都	サル室	入場料等を徴収する場合	同	10, 200	12, 240
筑	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29, 000	34, 800
公		入場料等を徴収する場合	同	58, 000	69, 600
会		似 艮 凯 供	一式又は1台、1		6,000
堂		附属設備	日につき		
	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	7, 400	8, 880
横		入場料等を徴収する場合	同	14, 800	17, 760
浜士	リハー	入場料等を徴収しない場合	同	5, 400	6, 480
市栄	サル室	入場料等を徴収する場合	同	10, 800	12, 960
公公	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29, 000	34, 800
会		入場料等を徴収する場合	同	58, 000	69, 600
堂		附属設備	一式又は1台、1		6,000
		門 腐 戉 畑	日につき		
	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	4, 400	5, 280
横		入場料等を徴収する場合	同	8,800	10, 560
浜市	リハー	入場料等を徴収しない場合	同	6, 400	7, 680
泉	サル室	入場料等を徴収する場合	同	12, 800	15, 360
公公	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29, 000	34, 800
会		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69, 600
堂		附属設備	一式又は1台、1		6,000
		附属設備	日につき		
横	会議室	入場料等を徴収しない場合	1 目につき	2, 300	2, 760
浜		入場料等を徴収する場合	同	4, 600	5, 520
市	リハー	入場料等を徴収しない場合	同	3, 000	3, 600
瀬	サル室	入場料等を徴収する場合	同	6,000	7, 200

谷	講	堂	入場料等を徴収しない場合	司	29, 000	34, 800
公			入場料等を徴収する場合	同	58, 000	69, 600
会	附 属 設 備		一式又は1台、1		6,000	
堂			日につき			

(備考)

- 1 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律 第3条に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。
- 3 「1日」とは、午前9時から午後10時までをいう。